

平成30年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源分）が充当された
社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正（5%→8%）に伴い、地方消費税収の引上げ分すべてを
社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付
金（社会保障財源化分）の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用しました。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分）

38,062 千円

（歳出） 社会保障施策に要する経費

706,947 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉事業	42,432	1,901			40,531
	老人福祉事業	25,600	4,584		2,762	18,254
	心身障がい者福祉事業	143,491	107,533			35,958
	児童福祉事業	217,937	4,162	16,000	10,442	187,333
	小計	429,460	118,180	16,000	13,204	282,076
社会保険	国民健康保険事業	40,534	21,771	9,000	7	9,756
	後期高齢者医療事業（繰出金）	24,131	15,571		158	8,402
	介護保険事業（繰出金）	117,989	895			117,094
	小計	182,654	38,237	9,000	165	135,252
保健衛生	診療所事業	67,373				67,373
	母子保健事業	3,990				3,990
	予防接種事業	8,778	852			7,926
	健康増進事業	14,692	848		895	12,949
	小計	94,833	1,700		895	92,238
合計		706,947	158,117	25,000	14,264	509,566